

平成30年度介護保険サービス事業者集団指導 別資料

I 共通事項

3. 介護関係制度について

(4) 介護人材関係の情報掲載場所について

(5) 福祉サービス第三者評価制度について

4. 諸機関からのお知らせ

(1) 島根県労働委員会 ～労働トラブルの相談～ [資料3に掲載]

(2) 島根県薬事衛生課 ～感染症対策～ [資料4に掲載]

(3) 島根県健康推進課 ～受動喫煙対策～ [資料5に掲載]

(4)介護人材関係の情報掲載場所について

事 務 連 絡
平成31年3月13日

関 係 者 各 位

島根県健康福祉部高齢者福祉課
(介護人材スタッフ)

介護人材確保対策等に係る補助制度等について (ご案内)

平素より本県の高齢者福祉行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことにつきまして島根県が実施している介護人材確保対策や定着支援事業等の制度、及び外国人人材に係る情報につきましては、下記の島根県高齢者福祉課ホームページへ掲載しております。随時情報更新を行って参りますので、最新情報等につきましてはホームページをご確認いただきますようお願いいたします。

また、平成31年3月1日より、島根県商工労働部雇用政策課内に「外国人材雇用情報提供窓口」が開設されましたのでお知らせいたします。詳しくは、別添チラシをご確認ください。

(各種研修・外国人材情報など掲載ページ)

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/kaigozinnzaikakuho/

(各種助成制度など掲載ページ)

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/hojokin/

島根県健康福祉部高齢者福祉課
介護人材スタッフ 河合
住所：島根県松江市殿町1番地
電 話：0852-22-6337
F A X：0852-22-5238

外国人材雇用情報提供窓口

外国人材の雇用には、出入国管理制度、技能実習法、特定技能の在留資格に係る運用方針や要領等に基づく雇用管理等の正しい理解のもと適正に行うことが求められています。このため、島根県では、県内企業のみなさまに対する「外国人材雇用情報提供窓口」を2019年3月1日から開設します。

【情報提供内容】

- ・ 出入国管理及び難民認定法、技能実習法、特定技能などの制度の内容
- ・ 外国人の採用や雇用管理の方法
- ・ 雇用した外国人に対して企業が行う各種支援の内容
- ・ 問い合わせ内容に応じた専門機関への取次ぎ **等**

「技能実習」、「特定技能」
どんな仕組みなのかな

外国人材を雇用したいけど...
どこに相談したらよいのだろう



島観連許諾第5545号

企業のみなさまのお問い合わせに応じて
情報提供いたします。
お気軽にお問い合わせください。

開所日時：月～金曜日（国民の祝日・休日・年末年始を除く）
9：00～17：00

☎0852-22-6634

E-mail : koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

島根県商工労働部雇用政策課 多様な就業推進室

松江市殿町1番地 FAX:0852-22-6150

HP : <https://www.pref.shimane.lg.jp/tayo-syugyo>

(5)福祉サービス第三者評価制度について

福祉サービス第三者評価制度の概要

(島根県健康福祉部地域福祉課)

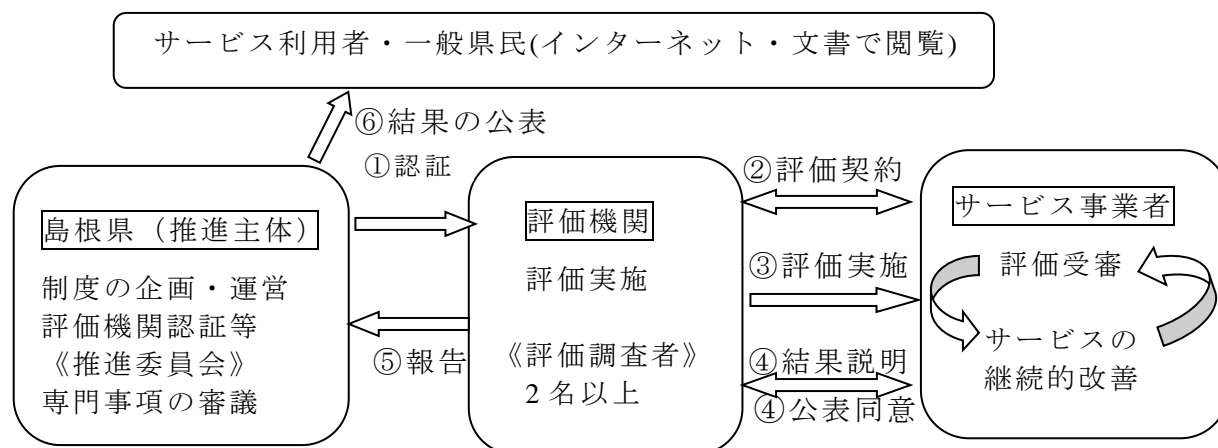
福祉サービス第三者評価とは・・・

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価する仕組みです。

《目的》

- (1)福祉サービスの質の向上～事業者が、評価を通じて課題を把握・共有し、サービス改善
- (2)利用者への情報提供～評価結果の公表により、利用者のサービス選択に資する

《評価のながれ》



《これまでの経緯》

- 平成 12 年 4 月 社会福祉法改正 (社会福祉基礎構造改革) 「福祉サービスの質の評価」
- 平成 16 年 5 月 福祉サービス第三者評価に関する国の指針発出
- 平成 17 年 4 月 国の指針を受け、本県で事業開始 (評価は 10 月から開始)
- 平成 24 年 4 月 **※社会的養護関係施設の受審を義務づけ[3年に1回]**
(※児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- 平成 27 年 4 月 保育所の受審を努力義務化(平成 27 年度から5年間で全て受審を目標)
- 平成 29 年 6 月 規制改革実施計画：介護サービス分野の第三者評価の改善
- 平成 30 年 3 月 国指針改定(サービスの質の向上とサービス選択の両者を踏まえた積極的な受審促進)
厚労省から第三者評価の留意事項通知発出 (高齢者分野、障がい分野)
→施設等利用者への重要事項説明に、「第三者評価の実施状況 (実施の有無、実施年月日、実施評価機関、評価結果の開示状況)」を追加

《本県の状況》

- 評価対象サービス：介護サービスについて、広く対象とするよう県の要綱を改正
- 評価機関・・・5 機関 (評価料金～概ね 1 件当たり 30 万円程度)
- ※島根県の第三者評価制度の詳細、評価結果は県のホームページに掲載していますので御確認のうえ、今後の受審について御検討ください。

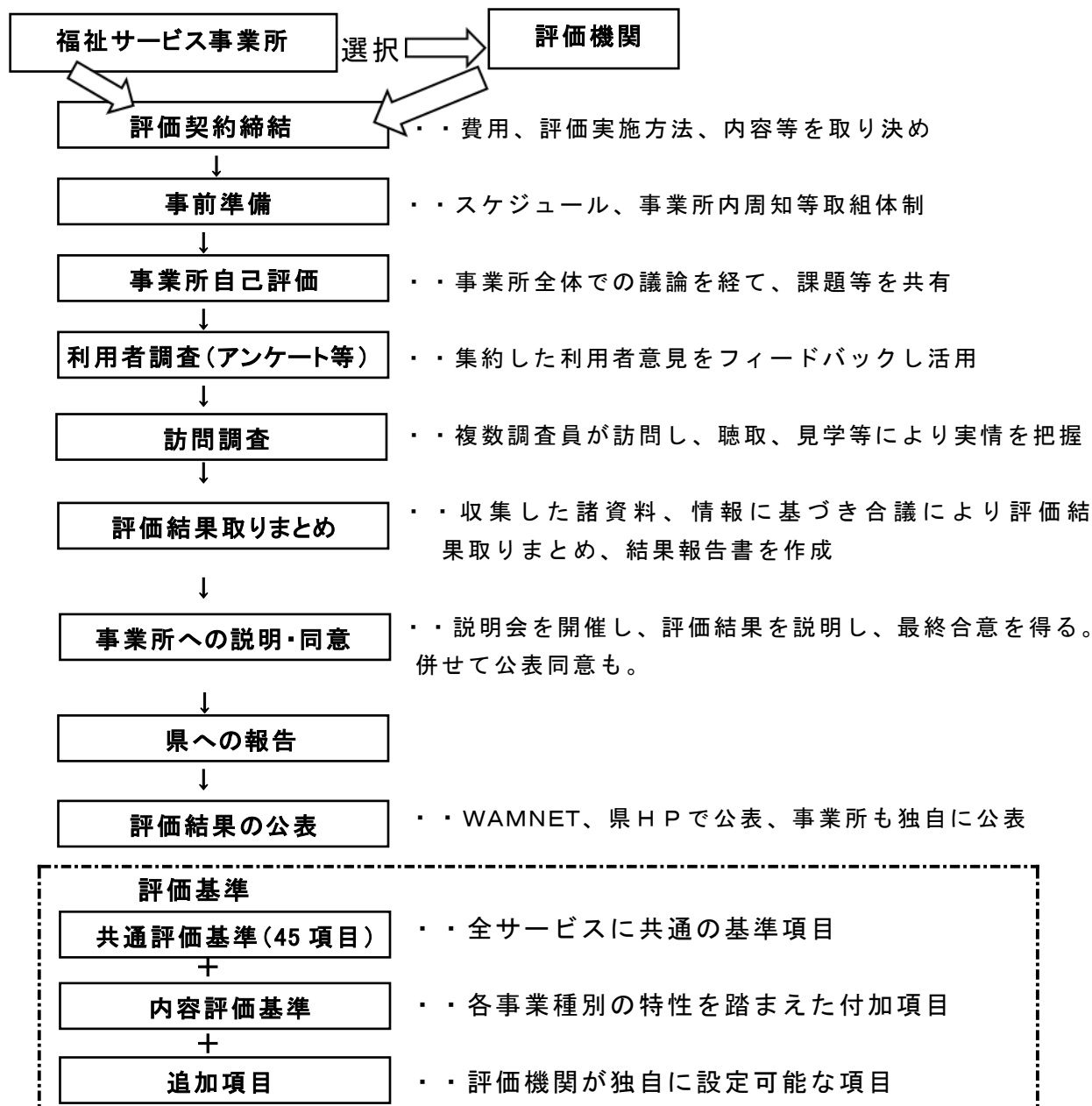
(島根県 HP)

- ・島根県トップ > 医療・福祉 > 地域福祉 > 福祉サービス第三者評価 > しまねの福祉第三者評価
http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/chiiki/service_hyouka/gaiyou.html

(その他の参考となる HP)

- ・全国社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業
<http://shakyo-hyouka.net/social4/>

福祉サービス第三者評価の標準的な流れ



【島根県 福祉サービス第三者評価 認証評価機関】(H31.3.1現在)				
評価機関名	所在地		電話番号	評価実施事業
㈱保健情報サービス	683-0804	米子市米原2丁目7番7号	0859-37-6162	全分野
㈱ケアオフィス	697-0063	浜田市長浜町1435	0855-27-3187	高齢分野、社会的養護関係施設を除く
㈱コスモブレイン	690-0015	松江市上乃木7丁目9-16	0852-27-7830	高齢分野、社会的養護関係施設を除く
特定非営利活動法人 コミュニティ益田	699-3506	益田市西平原町552番地7	090-7898-2334	障がい分野、社会的養護関係施設を除く
特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー	141-0031	東京都品川区西五反田2-31-9 シーバード五反田401	03-3494-9033	全分野

島根県の福祉サービス第三者評価に関する Q&A

1. 福祉サービス第三者評価とはどのようなものですか？

社会福祉事業を行う者が提供する福祉サービス等の質を、当事者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。

2. 誰が評価しますか？

実際の評価は、組織運営管理分野の経験者及び福祉、保健、医療分野の経験者各々1名以上で行います。この評価調査者として活動するためには、一定の資格、経験に加え、県が実施する養成研修又はこれと同等の研修の修了が必要です。

3. どのようなサービスが評価の対象となりますか？

原則として、全ての福祉サービスを対象とします。従来、介護サービスは限定的でしたが、平成30年から介護サービスも広く対象としました。

4. どのようなことを評価しますか？

サービス提供の基本方針、経営理念など全サービス共通の評価項目に加え、種別ごとのサービス提供の内容に関する項目を評価します。

5. 評価はどのようにして行いますか？

県の定める評価基準に従い、書面調査（事業者の自己評価や事業概要書等）、利用者へのアンケート調査及び事業所を訪問しての調査により行います。

6. 評価は必ず受けなければなりませんか？

平成24年度から社会的養護関係施設については、3年に1度の受審と評価公表が義務化になりました。また、保育所については、平成27年度から向こう5年間での受審が努力義務となりました。それ以外のサービスについては、任意となっていますが、社会福祉法第78条第1項で、福祉サービスの質の向上のための自己評価等の実施が努力義務として規定されており事業者の受審が望まれます。

7. 評価結果はどうなりますか？

平成24年度から社会的養護関係施設は公表が義務化となり、全国社会福祉協議会ホームページで公表されています。それ以外の施設の結果については、受審した事業

者の同意を得て、結果を独立行政法人福祉医療機構が運営する「ワムネット」で公表し、利用者が適切にサービス選択するための情報として活用されます。

また、過去5年間の公表結果については、県のホームページに掲載しています。

評価制度の趣旨から、原則公表が望まれますが、全部又は一部の公表を望まない旨の申し出により、その範囲で非公表とし、当該部分に「事業者の申し出により公表しない旨」を表記します。

8. 評価を受けるとどのような効果が期待できますか？

組織内部の効果と対外的な効果の両面から効果が期待できます。

《組織内部の効果》

自らが提供するサービスの質について、課題や改善を要する点が明らかになり、サービスの質の向上に向けた具体的な取組目標の設定が可能となります。また、受審を通じて、職員自身の気づき、課題の共有及び改善への機運の醸成を図る効果が期待できます。

《対外的な効果》

第三者評価を受けることにより、利用者等からの信頼の獲得、向上が期待できます。また、事業者のサービスの質向上に向けた積極的な取組の姿勢をPRできます。

9. 評価を受けるための費用はどうなりますか？

受審費用は事業者の負担となります。その額は評価機関が個別に定めていますが、最終的には事業者と評価機関との契約で確定します。保育所については、平成27年度から、費用のうち15万円を公定価格の加算とすることができます。

10. 評価を受けてみたいのですが、まず、どうしたら良いでしょうか？

評価機関を選ぶことから始まります。本県の評価機関及び評価調査者の一覧は島根県地域福祉課ホームページ内の「しまねの福祉サービス第三者評価」に掲載していますので、これをご覧の上、ご希望の評価機関から詳細に話を聞いてみてください。

第三者評価を受審した事業者のご感想

以下の感想は、第三者評価を受審した島根県内の施設のものであります。

第三者評価が義務化される以前より、毎年自己評価を行い、個人⇒職種別⇒評価委員会⇒職員会議の手順で検討し、施設としての「強み」の一層の強化と「弱み」の改善に努めてきてはいましたが、今回の第三者評価による当事者外からの評価は、視点を変えた見方として参考になりました。家族への支援や就労支援、親と子どもへの人格を尊重した支援の取組みが高く評価されたことは、施設の根幹にかかわることであるだけに、職員にとっては励みとなります。

初めて第三者評価を受診し、施設運営に対する客観的な評価に接することができました。評価結果につきましては真摯に受け止め、問題点を職員全員で共有し業務運営の向上に努め、信頼される施設を目指したいと思っております。

第三者評価の受審は、今回で3回目となります。前回の受審で明らかになった課題等の克服のため、部内外での研修等に力を注いで参ったところですが、今回での取り組みで、その克服について幾分かの前進が検証されたと考えています。

受審のメリットとして、保育所全体で取り組むことによる、職員の資質向上と職員間の報告・連絡・相談（ホウレンソウ）が一段と向上し、特に若い職員には得るものが大変多かったと思っております。

また受審により、保育所の課題も明確になり、保護者の皆様にも、保育所の取り組み姿勢を評価していただけるものと信じています。

今後とも、地域の皆様、保護者の皆様のご理解とご協力を頂きながら、子育ての拠点として、子どもの目線に立った保育を実施し、更に皆様から選ばれる保育所となるよう努力してまいります。

今年度初めての第三者評価受審であった。開設以来の経過の中で、今までの実践内容を検討する良い機会を得たと考えている。施設内での各スタッフの自己評価、そして全体評価のすり合わせには、かなりの時間を要したが、改めて協議・検討できたことは、有益だった。また入所児童アンケート結果から、9割以上の児童が、「自分の気持ちや考えを話しやすい職員がいる」と評価していることを、真摯に受け止め、今後の施設運営に生かしていきたいと考える。

この度第三者評価を受審することで、取り組まなければいけないことをあらためて確認することができました。そこまでは予想できていたのですが、自分たちの強みを確認する機会にもなったことの意味は大きいと考えています。何をしているか、何が出来ているかは当然ですが、何よりも「どんな思いを持って保育を行っているか」という点について力を入れて評価してもらえたことで、更に思いを高めていこうという意欲を刺激されました。この意欲こそ、保育の質を高めていく原動力であり、保育者の主体的な活動に繋がっていくものと考えているので、本当にありがたく思っています。

第三者に対して保育の重要性をいかに伝えるかは、保育者としての大きな課題であるため、評価者に対して保育をどのような言葉を使って伝えるかを考えるという意味で、第三者評価を受審することの意義を感じています。少子化の今、そして社会のあり方を見直す必要のある今、社会全体で乳幼児教育をどう捉え取り組んでいくかはますます重要になってきます。第三者評価が、単に運営面を評価するだけでなく、その保育というものの価値を新たな角度から発信してくれることを期待しています。

理念に基づく事業計画や行動指針が職員に浸透していないことから、法人の理念継承委員会でどう理念を具体化するか議論を続けています。来年度方針には理念の見える化が一步前進するよう準備を進めているところです。

職員間の風通しの悪さを変えていくため、個人面談や個別の育成計画、業務分掌の明確化等について、重点的に取り組んでいきたいと考えています。